

介護予防通所サービス 料金表

(2022年10月～)

1 基本サービス

	週1回利用 (月あたり)	週2回利用 (月あたり)
契約者の要支援度と サービス利用料金	16,720円	34,280円
自己負担額 (1割)	1,672円	3,428円
自己負担額 (2割)	3,344円	6,856円
自己負担額 (3割)	5,016円	10,284円

1-② 基本サービス (サービス提供体制加算)

	サービス提供体制加算 (月あたり)	
	週1回利用	週2回利用
契約者の要支援度と サービス利用料金	720円	1,440円
自己負担額 (1割)	72円	144円
自己負担額 (2割)	144円	288円
自己負担額 (3割)	216円	432円

1-③ 基本サービス (事業所評価加算)

年度によって算定しないことがあります。

	事業所評価加算
契約者の要支援度と サービス利用料金	1,200円
自己負担額 (1割)	120円
自己負担額 (2割)	240円
自己負担額 (3割)	360円

2 選択的サービス

選択的サービスを利用される場合には、それぞれ以下の料金が上記に加算されます。

	運動器機能向上 サービス (月あたり)	生活機能向上 連携加算 (月あたり)	科学的介護推進 体制加算 (月あたり)
選択的サービス種類 とサービス利用料金	2,250 円	1,000 円	400 円
自己負担額 (1割)	225 円	100 円	40 円
自己負担額 (2割)	450 円	200 円	80 円
自己負担額 (3割)	675 円	300 円	120 円

3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算

上記 1、2 を合計した金額（1 か月あたり）に対して、5.9%の処遇改善加算、1.2%の特定処遇改善加算及び 1.1%のベースアップ等支援加算が加わります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（これを償還払いと言います）
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
償還払いとなる場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
3. 契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途徴収します。
4. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。